

2022年 JMR C近畿アベレージラリー共通規則書

第1章 総 則

本共通規則は2022年に開催されるJA F近畿地域クラブ協議会（以下JMR C近畿と称する）アベレージラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者およびクルーは当該年度JA F国内競技規則およびその細則、当該年度JA F国内競技車両規則、JA Fの公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公示

FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JA F）の国内競技規則およびその細則、JMR C近畿共通規則および本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2022年JMR C近畿アベレージラリーシリーズ第〇戦

○○○ラリー

第2条 競技種目

ラリー（四輪自動車によるリライアビリティーラン）

第3条 競技会の格式

JA F公認：（準国内／地方／クローズド）格式競技

公認番号：2022-33〇〇号

第4条 開催日程

2022年 月 日（）～ 日（）の〇日間

第5条 開催場所および競技距離

○○をスタートする約〇〇km

第6条 競技内容

第1種アベレージラリー

コースの総距離 約〇〇km

路面の種類

第7条 オーガナイザー

JA F登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第8条 組織

【大会役員】 [必要に応じて記載]

【組織委員会】

組織委員長：

組織委員：

組織委員：

【競技会主要役員】

1. 競技会審査委員会

審査委員長：

(JMR C近畿派遣)

審査委員：

(組織委員会任命)

2. 競技役員

競技長：

副競技長：

コース委員長：

計時委員長：

技術委員長：

サービス管理者：

救急委員長：

事務局長：

第9条 参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

1. 参加申込期間： 月 日（）～ 月 日（）

2. 参加申込は、JA F公認ラリー参加申込書（JMR C近畿統一様式）に必要事項を正確に記入し、参加料および保険料（オーガナイザーに保険加入してもらう場合）を添えて申込期間内に行うこと。

3. 提出書類：

4. 参加料：

5. その他（サービス他、有料の場合には全て記載）

6. 支払い方法

7. 大会事務局：

住 所：

担 当：

電 話：

E-mail：

第10条 保険

競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険（又は各種共済等）及び搭乗者保険（又は各種共済等）に加入すること。

○未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。

○当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第11条 競技のタイムスケジュール

受付： 車両検査： 第1回審査委員会： ブリーフィング：
スタート（1号車）： ゴール（1号車予定）：
再車両検査（予定）： 表彰式（予定）：

第12条 賞典

第3章 競技参加に関する基準規則

第13条 参加資格

- 競技参加者は当該年度 J A F 競技参加者許可証を所持していなければならぬ。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
- クルーは当該年度 J A F 国内競技運転者許可証 B 以上を所持していること。但し、クローズド部門については、この限りではない。
- クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許を所持していなければならぬ。ただし、オートマチック限定（A T 車限定）免許所持者については運転しないことを条件にマニュアル車のナビゲーターとして参加が認められる。
- クルーが 18 歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。
- クローズド部門については、特別規則書に明記することにより当該自動車検査証の乗車定員内に記載された定員以内であれば乗車可能とする。但し、完走が認められる者は、ドライバー及びナビゲーターの 2 名とする。

第14条 参加車両

当該年度 J A F 国内競技車両規則ラリー車両規定（R R N・R J・R F・R P N・A E）に従った車両で、下記の条件を満たすこと。

- 純正又は車検対応マフラーを装着していること。
- 非常用停止表示板（三角）1枚、非常用信号灯（発煙筒）を携行していること。

第15条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大 60 台とする。申込台数が 60 台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第16条 クラス区分

排気量区分なし

第17条 参加申込方法および参加受理

- 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名）を入れること。
- 競技会事務局に於いて、競技参加者の正式受理を決定し参加受理書で通知する。（e メール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。）
- オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否をする権限がある。
- 参加不受理の場合は、事務諸経費 2000 円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。

- 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、競技会審査委員会が認めた場合は変更できる。
- 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会 3 日前までに競技会審査委員会が認めた場合は変更できる。

第4章 競技に関する基準規則

第18条 競技会受付（参加確認）

競技会受付では、競技参加者許可証、参加受理書（発行した場合）、ドライバーおよびナビゲーターの運転免許証・競技運転者許可証・健康管理カード・J M R C 近畿個人会員証、ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの、写し等は不可）等必要書類を提示すること。

第19条 書類検査および車両検査

- 書類検査
参加者は書類検査時に、参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証を提示すること。
- 車両検査
技術委員により参加車両の検査、マーキング・封印を行う。
車両検査の合否の最終的な判定は競技会審査委員会が決定する。
 - 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。
 - 出走前車両検査は第14条、第30条および保安部品、安全装備を重点的に行う。追加走行用前照灯、前部霧灯を使用する場合は出走前車両検査時に確認を受け、その状態を維持すること。
 - ラリー終了後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
 - オーガナイザーが指定・配布した競技番号（ゼッケン）及び J A F 公認競技会之証、広告は指定された位置に貼付けされなければならない。なお、競技会外部から視認できるように維持されていること。

第20条 チェックポイント（C P）

- C P は C P 看板と白線にて明示し、看板は原則として進行方向の左側に設置され、その確認はクルーの義務とする。

2. C Pには逆進入および並進入してはならない。並進入の場合、進行方向右側の車両は計時されない（C P不通過）。
3. C Pではオフィシャルの指示に従い、チェックライン通過後、計時車付近で停止し、チェックカードの交付を受けること。また、計時車両付近で後退してはならない。
4. チェックカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
5. チェックカードの記入内容に関する訂正および再発行の請求は、計時を受けたC P責任者（C Pチーフ）に対して行うものとする。また、その際には後続車両の進行の妨げにならない位置に停車後、下車して行い、C P役務を妨げてはならず、請求に要した時間は考慮されない。
6. C Pは先頭スタート車の到着予定時刻20分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時刻の20分後に閉設される。
7. C Pチーフは、C P付近での違反行為・ルールや指示の無視・著しい車体、保安部品および排気系統の破損・故意の時間調整を確認した場合、リタイヤ勧告またはペナルティを課す権限を有する。

第21条 パスコントロールポイント（P C）

ルート上にP C（指示速度変更地点）を設定し、指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。また、P Cの確認はクルーの義務とし、P Cが目標物の場合は原則として進行方向の左側に設置されているものとする。

第22条 計時

1. オフィシャルの用意する時計（公共の電波等を用いて校正されたものに限る）によって計時される。
2. 計時は、車両の前輪の中心がチェックラインを通過した時刻を計測する。
3. C Pにおける計時は、秒未満を切り捨てる。
4. C Pのスタート時刻は、チェックカードに記入された時刻とする。

第23条 減点

原則として、各C P間に於いて、正解所要時間と各クルーの所要時間の差、早遅1秒につき1点の減点とし、各C P間の減点を加算して合計減点とする。

第24条 ペナルティ

下記の行為をオフィシャルが確認した場合、その判断により次のとおりペナルティが課される。

1. 受付またはコントロールシート提出に遅れた場合、1分につき10点。
2. コントロールシートの計算誤りをした場合、1ヶ所につき10点。
3. サービスパークにおいて、サービス管理者の指示に従わなかった場合、1回につき60点。またサービス員がこの行為を行った場合、当該サービス員のサービス対象であるクルー全てがペナルティ対象となる場合がある。

4. 第28条罰則において課されるペナルティ。

第25条 順位決定

合計減点とペナルティーの和をもって総減点とし、総減点の少ないものを上位とする。総減点が同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 減点0区間が多いもの。
2. ペナルティーの少ない者。
3. 各区間の二乗減点の合計が少ない者。
4. 競技会審査委員会の決定による。

第26条 リタイヤ・競技の離脱

1. 競技会受付終了後、出走しない場合、また出走後、途中で棄権する場合は直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面（リタイヤ届）をもって申告すること。提出が不可能の場合は電話等の手段で競技会事務局（大会本部）に連絡すること。
2. リタイヤまたは失格となり競技を離脱する場合は、直ちにゼッケン・ラリー競技会之証および競技関係貼付物を取り除くこと。

第27条 競技の中止、又は打ち切り

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還請求を行うことにより参加料は返還される。
3. 中止になった場合、参加料は返還される。
4. 競技の進行がすべてのクルーに対して、不可能になった場合または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中止を行う。
5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中止により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第28条 罰則

1. 競技参加者、クルー、サービス員などが、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則、JAF国内競技規則およびその細則、本共通規則書、競技会特別規則等に違反したときは、競技会審査委員会の裁定によりラリー競技開催規定細則（第1種アベレージラリー開催規定）第7条罰則により失格を上限とした罰則が適用される。
 - 1) 交通事故を起こしたとき。
 - 2) 道路交通法に違反をしたとき。
 - 3) リタイヤの申告をせずに競技から離脱したとき。

- 4) 走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
 - 5) チェックカード、もしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
 - 6) 車両規則違反が発見されたとき。
 - 7) 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
 - 8) 競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
 - 9) 参加者、クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
 - 10) その他競技役員の重要な指示に従わなかつたとき。
 - 11) 参加者またはクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
 - 12) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則等に関する重大な違反があつたとき。
2. JMR C近畿アベレージラリーシリーズとしての罰則（失格）
- 1) 各クルーのCP通過正解時刻に対し、15分以上の早遅着があつたとき。
 - 2) CP逆侵入、CP不通過によりチェックカードが発給されなかつたとき。
 - 3) 再車両検査を拒否したとき。

第5章 サービスに関する基準規則

第29条 サービス（整備作業）

1. サービス登録は所定の登録用紙にて申込むこと。
2. サービスを行う場所は競技会受付にて指示する。
3. サービスの範囲
 - (1) タイヤの交換
 - (2) ランプ類のバルブの交換
 - (3) 点火プラグの交換
 - (4) Vベルトの交換
 - (5) 各部点検増縮
 - (6) 上記（1）～（5）以外にオーガナイザーが定める範囲
4. サービス実施後は必ず担当オフィシャルの確認を受けること。
5. 本条3の範囲以外に何らかのサービスを行う必要がある場合は、技術委員長の許可を得ること。

第6章 その他の安全規定

第30条 クルーの装備

安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットを着用すること。

第31条 一般安全規定

1. オーガナイザーの指示のある区間はサイドウインドウを閉じて走行すること。
2. 事故や何らかのトラブルにより停止した場合、非常用停止表示板・非常用信号灯を用いて後続車両に適切な合図を行わなければならない。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じないよう留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつすみやかに進路を譲ること。

第7章 抗議

第32条 抗議

1. 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断するときは、抗議することが出来る。但し本規則に規定された参加拒否、又は競技役員が課した判定に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に文書に記述し、一件につき21,200円の抗議料を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。
3. 口頭及び連名による抗議は、一切受け付けない。
4. 競技中の過失または反則に関する抗議は、自己のコントロールシート提出時間内に行わなければならない。
5. 競技成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
6. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より口頭にて当事者に通告される。

第8章 損害の補償

第33条 損害の補償

1. 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。
2. 競技参加者、クルーはJAF、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJAF、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
3. 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またはその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第9章 規則の解釈および施行

第34条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の裁定を最終とする

第35条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
 2. 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F 国内競技規則およびその細則に従う。
 3. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
 4. 各規則発行後、J A F によって決定された事項は、すべての規則に優先する。
- 以上

2022年 J M R C 近畿 S S ラリー共通規則書

第1章 総 則

本共通規則は2022年に開催されるJ A F 近畿地域クラブ協議会（以下J M R C近畿と称する）S S ラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、それの指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者およびクルーは当該年度J A F 国内競技規則およびその細則、当該年度J A F 国内競技車両規則、J A F の公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公示

F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則、当該年度日本ラリー選手権規定、J M R C近畿共通規則及び本大会特別規則に従って開催される。

第1条 プログラム

1. 参加申込の開始日時：
2. 参加申込の締切日時：
3. レッキの受付日時および場所：

4. 参加確認の日時および場所：

5. 公式車検の日時および場所：

6. 第一回審査委員会の日時および場所：

7. ブリーフィングの日時および場所：

8. スタートの日時および場所：

9. レグ1のスタートリスト発表日時および場所：

10. リスタートの出走申請締切日時および場所：[複数レグの場合記載]

11. レグ2のスタートリスト発表日時および場所：[複数レグの場合記載]

12. 暫定結果の発表日時および場所： (予定)

13. 表彰式の開催日時および場所： (予定)

第2条 競技会の名称

2022年J A F 中部・近畿地方ラリー選手権第〇戦

2022年J M R C 近畿 S S ラリーシリーズ第〇戦

○○○ラリー

第3条 競技の格式

J A F 公認：(国内／準国内) 格式競技 公認番号：2022-33〇〇号

第4条 競技種目

ラリー競技開催規則の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第5条 開催日程および開催場所

1. 2022年 月 日（ ）～ 日（ ）の〇日間

2. ○〇県○〇市周辺

3. ラリースタート：

4. ラリーファイニツシユ：

第6条 競技会本部（HQ）

1. 所在地、名称、電話番号

[※各レイアウト図は、細則にて記載すること]

第7条 コース概要

1. スペシャルステージの路面：

2. 総走行距離：〇〇〇km (予定)

3. スペシャルステージの総走行距離：〇〇km (予定)

4. スペシャルステージの数：

5. セクションの数：

6. レグの数：

第8条 オーガナイザー

J A F 登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第9条 組織

【大会役員】 [必要に応じて記載]

【組織委員会】

組織委員長 :

組織委員 :

組織委員 :

【競技会主要役員】

1. 競技会審査委員会

審査委員長 : (J M R C 近畿派遣)

審査委員 : (J M R C 中部派遣) もしくは (組織委員会任命)

2. 競技役員

競技長 : 副競技長 :

コース委員長 : 計時委員長 :

技術委員長 : サービス管理者 :

救急委員長 : 事務局長 :

3. コンペティーズリレーションズオフィサー (C R O) :

第10条 参加申込受付期間

1. 受付開始 :

2. 受付締切 :

第11条 参加申込および問い合わせ先 (大会事務局)

1. 大会事務局 :

住 所 :

担 当 :

電 話 :

E-mail :

2. 参加申込は、J A F 公認ラリー参加申込書 (J M R C 近畿統一様式) に必要事項を正確に記入し、参加料および保険料 (オーガナイザーに保険加入してもらう場合) を添えて受付期間内に行わなければならない。

3. 提出書類 :

4. 参加料 :

5. その他 (サービス他、有料の場合には全て記載)

6. 支払い方法

第12条 保険

競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険 (又は各種共済等) 及び搭乗者保険 (又は各種共済等) 対物賠償保険 (又は各種共済等) に加入すること。

○未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。

○当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第13条 音量規制

使用できるマフラーは、保安基準適合品であること。また平成22年以降に制作された車両については、そのマフラーが保安基準適合品であることを証明できる資料を車両申告書にそえて提出し、また常に携行すること。但しR P N・A E車両は、当該年度J A F 国内車両規則に準じること。

第14条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大75台とする。申込台数が75台を越えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第15条 レッキの実施方法

具体的な実施方法を明記

[※具体的な実施方法が記載できない場合は、「レッキのタイムスケジュール、実施の詳細はコミュニケーションにて示す」を必ず記載すること]

第16条 タイヤ

市販タイヤに限る。但し特別規則書により、使用できるタイヤおよび本数を制限できる。

第17条 セレモニアルスタート／フィニッシュ

セレモニアルスタートおよびフィニッシュを実施する場合は、特別規則書で記載する。

[※詳細が記載できない場合は、「詳細はコミュニケーションにて示す。」を必ず記載すること]

第18条 タイムコントロール

公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。各レグの最後のコントロール (その直前にサービスパークがある場合はその出口のコントロール) について、タイムペナルティーを与えない場合は、その旨記載すること。

第19条 スペシャルステージ

1. 計時は、印字機能を持つクロノメーターにて1／10秒まで計測する。
2. スタートは、スタートリスト順または直前のT C通過順に1分間隔とする。
3. スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定 第3章 25条6」に従って行う。

[スタート灯火信号を使用する場合は故障時の対応を含め詳細を細則5にて記載すること。]

4. 上記1.から3.に該当しないスペシャルステージを設ける場合、細則7.に記載すること。

第20条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員名 :
2. 整備作業を行うことができる場所 :

3. サービスカーの管理方法 :
4. 整備作業の報告 :
5. ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージ開催規定第3章第16条サービスに該当しないサービスを設ける場合、細則8. に記載すること。

第21条 賞典

第22条 その他

選手権外併設クラスを設ける場合には、当該特別規則書に参加料、参加車両、クラス区分、賞典などを必ず記載すること。

第23条 細則

- 細則1. アイテナリー
- 細則2. レッキスケジュール
- 細則3. コンペティーターズリレーションズオフィサー（C R O）
- 細則4. H Qレイアウト、サービスパークのレイアウト等
- 細則5. 信号灯によるスタート手順
- 細則6. ゼッケンおよび広告
- 細則7. スペシャルステージ
- 細則8. サービス

第3章 競技参加に関する基準規則

第24条 参加車両

当該年度 J A F 国内競技車両規則ラリー車両規定（R R N・R J・R P N・R F・A E）に従った車両、J A F 中部近畿ラリー選手権各クラスと同じとする。シリーズ車両区分の車両規則の他、下記の条件を満たすこと。なお、R P N車両については同一車両型式のJ A F 登録年が2 0 0 6年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

1. 車両に装着された騒音防止装置は道路運送車両の保安基準に適合するものであること。但しR P N・A E車両は、当該年度J A F国内車両規則に準じること。
2. すべてのR F車両、R P N車両およびA E車両は、下記のロールゲージを装着すること。
 - ①6点式+左右のドアバーを基本構造とした40φのロールケージを装着しなければならない。
 - ②気筒容積が2 0 0 0 c c を超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラットを取り付けなければならない。
3. メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルトを装備すること。
4. タイヤの制限は第16条のとおりとする。

5. 1本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし当時の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。
6. エアーフィルターカートリッジケースを変更することは出来ない。ただし、フィルターエレメントの材質は自由とする。
7. 過給器付車両へのエアリストリクター装着は任意とする。装着する場合のサイズは、最大内径3 3 mm（外径3 9 mm未満）とする。D E - 1 クラスについては、エアリストリクターを装着しない場合は、E C Uの変更・改造は一切認められない。

第25条 クラス区分

参加車両は下記の気筒容積別に区分される。過給器付きエンジンの換算係数はガソリンエンジンの場合×1.7、ディーゼルエンジンの場合×1.5とする。

- | | |
|-------------|---|
| D E - 1 クラス | <u>4輪駆動のR R N</u> |
| | 気筒容積が2 5 0 0 c c を超える4輪駆動のR J、またはR F車両。 |
| D E - 2 クラス | <u>2輪駆動のR R N車両</u> |
| | 気筒容積が1 5 0 0 c c を超え2 5 0 0 c c 以下のR J、R P NまたはR F車両。 |
| | 気筒容積が2 5 0 0 c c を超える2輪駆動のR J、R P NまたはR F車両。 |
| D E - 5 クラス | 気筒容積が1 5 0 0 c c 以下のR J、R P NまたはR F車両。 |
| D E - 6 クラス | 気筒容積が1 5 0 0 c c 以下の、R P NまたはR F車両（A T限定）。または気筒容積別区分なしのA E車両。 |

第26条 参加資格

1. 競技参加者は当該年度J A F 競技参加者許可証を所持していなければならぬ。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
2. クルーは当該年度有効な競技運転者許可証を所持していること。
3. クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。
4. クルーが18歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする

第27条 参加申込方法および参加受理

1. 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名）を入れること。
2. 正式参加受理は、参加申込締切後5日以内に各参加者宛通知する。（eメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。）
3. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否をする権限がある。

4. 参加不受理の場合は、事務諸経費 2000 円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
5. 正式参加受理後の全ての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料 2,000 円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

第28条 参加者に対する指示および公示

1. 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 および 10-10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
2. 当該競技会に関する公示、J A F が行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式掲示板に公示される。
3. 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第29条 参加確認

参加確認では、競技参加者許可証、参加受理書（発行した場合）、クルーの運転免許証・競技運転者許可証・健康管理カード・J M R C 近畿個人会員証、ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの、写し等は不可）等必要書類を提示すること。

第30条 クルーおよび参加車両の変更

1. 正式参加受理後のクルーの変更是認められない。ただし、コ・ドライバーについては、参加者から参加確認受付時までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更是認められない。

第31条 安全装備

1. クルーが着用するもの

当該年国内競技車両規則第 4 編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。またグローブも着用すること（コ・ドライバーは任意）。

2. 参加車両に搭載するもの

非常用停止表示板（三角）2 枚、赤色灯、非常用信号灯（発煙筒）、牽引用ロープ、OK/SOS マーク（A3）2 枚、救急用品を携行していること。また各車両規定に定められている仕様の消火器を装備すること。非常用停止表示板（三角）及び OK/SOS マークは、クルーが着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置すること。

第32条 書類検査および車両検査

1. 書類検査

参加者は書類検査時に、参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証を提示すること。

2. 車両検査

技術委員により参加車両の検査を行う。またマーキング・封印を行う場合がある。車両検査の合否の最終的な判定は技術委員長の判断となる。

- ① クルーは車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を、常に携帯すること。また公認車両は前記書類の他に公認書および公認付属書も携帯すること。
- ② 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。
- ③ 最終タイムコントロール通過後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
- ④ S S ラリーシリーズで重量測定の確認を行う場合は下記の通りとする。
 - 1) 出走前車検で測定を行う場合はガソリン満タン（残燃料に関係なく満タンとみなす）で、冷却水（クーラント）以外の水は空とし、安全装備（ロールケージ等）は装着し、搭乗者、搭載物、工具およびジャッキは降ろした状態で計測を行う。※クーラント以外の水が搭載されている場合は、その重量を計測値より減じた値となる。また、R J ・ R P N ・ R F ・ A E 車両についてはスペアホイールの重量は含まれない、R R N 車両は 1 本だけ搭載した状態で計測する。
 - 2) その他車検時は上記方法に残燃料により算出（比重 0.74 kg/L）した重量を加味して行う。
 - 3) R R N 車両については当該年の F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループ N として公認された車両については公認書に記載された車両重量に安全装備（ロールケージ等）の重量として 35 kg を加えた値とする。
 - 4) R J 車両・R P N 車両・R F 車両および A E 車両はカタログに記載された車両重量から当該車両の燃料タンク容量に比重 0.74 を乗じた値を減じ、これに安全装備の重量として 35 kg を加えた値とする。
- ⑤ オーガナイザーが指定・配布した競技番号（ゼッケン）及び J A F 公認競技会之証、広告は指定された位置に貼り付けされていなければならない。なお、競技中外部から視認できるように維持されていること

⑥すべての参加者は公式車両検査と同時にラリー競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査をうけること

第4章 競技に関する基準規則

第33条 ブリーフィング

当該年度日本ラリー選手権規定第4章第16条に従う。ただし、ブリーフィングの実施の有無に関わらず、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項（ブリーフィング資料）を公式通知にて第1回審査委員会終了後直ちに発行するものとする。

なお、当該指示事項に追加／変更が生じた場合は、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第34条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

第35条 燃料補給および充電

オーガナイザーの指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。

第36条 整備作業の範囲

1. 整備作業の範囲

- ①タイヤの交換
- ②ランプ類のバルブの交換
- ③点火プラグの交換
- ④Vベルトの交換

⑤各部点検増締め

⑥整備申告書の提出によりオーガナイザーが認めた①～⑤以外の整備作業

2. サービス実施後は必ず担当オフィシャルの確認を受けること。

3. 本条1の範囲以外に何らかのサービスを行う必要がある場合は、技術委員長の許可を得ること。

第37条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第38条 リスタート

レグ1において競技から離脱した参加者は以下を条件にレグ2への出走が許される。

1. オーガナイザーが指定する時刻までに再出走の申請を行うこと。
2. オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。
3. 当該競技会審査委員会の承認を得ること。

第39条 競技結果

競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課せられたペナルティーを合計して決定される。合計タイムが同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 最初のスペシャルステージの所要時間が少ない者。
2. 次のスペシャルステージの所要時間が少ない者。
3. 競技会審査委員会が最終決定する。

第5章 抗議

第40条 抗議

1. 参加者は自分が不當に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

①抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、抗議料を添えて競技長に提出すること。

②抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

③抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は、抗議提出者。正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。

④審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。

⑤競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

2. 抗議の時間

①競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

②成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第6章 競技会の延期、中止、または短縮

第41条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。

2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還要求を行うことにより参加料は返還される。

3. 中止になった場合、参加料は返還される。

4. 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能または著しい障害になった場合または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中止を行う。

5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとにスペシャルステージ所要時間の合計区間が異なる場合がある。

第7章 損害の補償

第42条 損害の補償

- 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。
- 競技参加者、クルーは J A F 、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されることを了承しなければならない。競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対して J A F 、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
- 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またはその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第8章 規則の解釈および施行

第43条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の裁定を最終とする。

第44条 罰則

- ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定第3章第28条別添5」に従う。
- 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。
- レッキ中の事故・違反・暴走に対し競技会審査委員会の裁定により、失格またはタイムペナルティ 6.0 秒を上限とする罰則が適用される。

第45条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

- 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加確認と同時に有効となる。
 - 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F 国内競技規則およびその細則に従う。
 - 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
 - 各規則発行後、J A F によって決定された事項は、すべての規則に優先する。
- 以上

2022年 J M R C 近畿ラリーシリーズ規定

1. 目的

J M R C 近畿ラリーシリーズとして、参加者及びオーガナイズクラブ間の親睦を図り、ラリー競技およびJ M R C 近畿の発展を目的とする。

2. シリーズ

アベレージラリー、S S ラリーの2シリーズとする。

3. 部門

アベレージラリーシリーズはドライバー及びナビゲーター部門の2部門とする。
S S ラリーシリーズはドライバー及びコ・ドライバー部門の2部門とする。

4. クラス区分

①アベレージラリーシリーズ

排気量区分なし

②S S ラリーシリーズ

D E - 1 クラス 4輪駆動のR R N

気筒容積が 2500cc を超える4輪駆動のR J、またはR F 車両。

D E - 2 クラス 2輪駆動のR R N 車両

気筒容積が 1500cc を超え 2500cc 以下のR J、R P N またはR F 車両。

気筒容積が 2500cc を超える2輪駆動のR J、R P N またはR F 車両。

D E - 5 クラス 気筒容積が 1500cc 以下のR J、R P N またはR F 車両。

D E - 6 クラス 気筒容積が 1500cc 以下の、R P N またはR F 車両（A T 限定）。または気筒容積別区分なしのA E 車両。

※各競技会において、各クラス出走台数が3台に満たなかった場合、該当クラスは不成立となる。また、各シリーズは成立した競技会の3回以上の開催により成立する。

5. ポイント

①競技会毎に各クラス、下記ポイントを与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	完走
得点	10	8	6	4	3	2	1

※全出走台数が10台に満たなかった場合は、シリーズ戦として成立せず、ポイントは与えられない。

※S S ラリーシリーズは、下記の得点係数を与える。

・ターマック（50km以下）1.0 (50km以上) 1.5

・グラベル（ミックス含む）1.5

②ポイント対象者

ポイント対象者は、各競技会参加時点においてJMR C近畿正会員クラブ・団体・賛助会員に所属するJMR C近畿個人会員のみとする。その他の者が入賞した場合のポイントは繰り上げる。

③所属クラブ登録

所属クラブ登録が3月31日までにJMR C近畿事務局に正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了していること。万一、所属クラブが3月31日までに正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了していない場合は、救済処置として、選手に問題無き場合のみ、4月30日を期限とし、所属クラブ変更を認める。

④有効ポイント

- *アベレージラリーシリーズ全戦を有効ポイント対象とする。
- *SSラリーシリーズ全戦を有効ポイント対象とする。

⑤シリーズ順位

有効ポイント合計点数の多い者を上位とし、順位を決定する。

⑥合計ポイントが同点の場合の処置

合計ポイントが同点の場合は、下記のとおりとする。

- 1) 各有効ポイントを二乗し、その合計が多い順に上位とする。
- 2) 1)で同点の場合は、有効ポイントにクラス出走台数を乗じたものの合計が多い順に上位とする。
- 3) 1)及び2)で同点の場合はポイントを得た競技会において各競技会の同クラス1位の者との減点の差の合計が少ないものを上位とする。また、クラス1位の場合は2位との差が大きいものを上位とする。

6. 競技規則違反

JAF国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された場合、および再車検の拒否、道路交通法違反または事故による検挙、妨害行為、不正行為、競技関係者への暴言・暴行など、著しいスポーツ精神に反する行為、反社会的な行為があった場合、シリーズポイントの剥奪と、それ以後本年度のシリーズ戦競技会への参加の拒否については、JMR C近畿ラリー専門部会にて決定する。

7. シリーズ表彰

①アベレージラリーシリーズ

アベレージラリーシリーズは総合クラス3位までとし、参加台数により変更する場合がある。

②SSラリーシリーズ

SSラリーシリーズのDE-1・DE-2・DE-5・DE-6クラスとし、各クラスの出場平均台数の30%で算出し、参加台数により変更する場合があ

る。但し、最大6位までとする。

8. シリーズ表彰式

2022年JMR C近畿表彰式にて行う。

9. 入賞者の義務

入賞者はシリーズ表彰式への出席を義務付ける。

10. 本シリーズ規定の解釈

本規定の解釈に疑義が生じた場合は、JMR C近畿運営委員会の決定を最終とする。

11. 規定の施行

本規定は2022年1月1日より施行する。

本規定の改定、追加項目に関してはJMR C近畿ラリー専門部会ホームページにて公示する。

以上